



cutting through complexity

ITGのメンバーは、将来予測の情報を検討すること及び予想信用損失の見積りに関して明確な開示を行うことの重要性を強調した。

あずさ監査法人



金融商品の減損に関する審議の動向

本ニュースレターは、2015年9月におけるIFRS第9号「金融商品」の減損規定に関するITGの審議の概要を解説しています。

金融商品の減損に関する新たな予想信用損失モデルは、様々な適用上の論点をもたらした。

金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループ(IFRS Transition Resource Group for Impairment of Financial Instruments, ITG)は、第2回目の実質的な会議(2015年9月)において、市場参加者が提出した数多くの論点を審議した。

会議において提示された主な事項は以下のとおりである。

- ITGメンバーは、新たな基準書の適用において内部の信用リスク格付及び行動指標は有益なツールになりうることを合意したようである。
- IASBのボード・メンバーは、リボルビングの与信枠の予想信用損失の見積りに、契約上の与信限度を超過する与信の実行見込みから生じる損失を含めるべきではない、という考えを説明した。
- 企業は、見積りに将来予測の情報をどのように織り込むのか検討しなくてはならない。将来予測の情報を織り込むためのインプットの性質及び使用されるモデルは今後進化していく可能性が高い。
- 見積りがどのようになされたか(関連する要素が除外されているか否かを含む)を説明するうえで、開示は重要である。
- バーゼル銀行監督委員会の代表者は、予想信用損失会計に関する最終ガイダンスは2015年末までに公表される予定であることを報告し、寄せられたコメントに対応して行っている改訂について説明した。

IASBは、提出された論点のそれぞれについて、対処する必要があるとすればどのように対処するかについて検討する予定である。

ITGの次の会議は2015年12月11日に予定されている。論点の提出期限は、2015年10月21日である。

ITGの審議の状況

これまでの経緯

IFRS第9号「金融商品」によって導入される金融商品の減損に関する新たな予想信用損失モデルは、銀行がローン・ポートフォリオに係る信用損失を会計処理する方法、並びに関連するシステム及びプロセスに重大な影響を与えることになる。

市場関係者が適用上の論点に対処できるようにするために、IASBは金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループ(IFRS Transition Resource Group for Impairment of Financial Instruments, ITG)を立ち上げた。

ITGは2015年4月に最初の実質的な会議を開催した(KPMGはその会議についてIFRS Newsletter: IFRS9 Impairment – Issue 1を公表している)。第2回目の実質的な会議(本ニュースレターにおいて、その内容を記載している)は、2015年9月に開催された。

ITGについて

ITGの目的¹は、以下のとおりである。

- 市場関係者から適用上の論点を聞き出し、分析及び審議を行う。
- これらの適用上の論点をIASBに報告し、IASBがこれらの論点に対処するために、措置を講じる必要があるとすればどのような措置かを決定できるようにする。
- 市場関係者が適用に関与した他の関係者から新たな減損規定について学ぶための公開フォーラムを開催する。

ITGは基準設定の権限を有しておらず、IASBに助言を提供することを目的としている。ITGメンバーには、銀行及び監査法人の代表者が含まれている。

特定のIASBのメンバー、並びにバーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構(IOSCO)の代表者も、ITG会議のオブザーバーである。IASBのメンバーが会議の議長を務めている。

IASBのスタッフが作成するITGのアジェンダ・ペーパーは一般に公表されており、すべての会議が公開されている。サマリーも一般公表される予定である²。

ITGが第1回会議から審議した論点の一覧は、19頁に記載している。

2015年9月のITG会議の内容

2015年9月の会議では、以下のITGに提出されたアジェンダ・ペーパーに関する審議が行われた。

| アジェンダ・ペーパー | 頁 |
|--|----|
| 1 信用リスクの著しい増大 | 4 |
| 1.1 広い信用の質の範囲に対して価格設定が行われているローンに関する信用リスクの変化の評価方法 | 4 |
| 1.2 信用リスクの著しい増大を特定するための行動指標の使用の可否 | 7 |
| 2 ステージ判定における12ヶ月のデフォルト率の変化の利用 | 9 |
| 3 リボルビングの与信枠に関する予想信用損失の測定 | 12 |
| 4 将来予測の情報 | 14 |
| 4.1 将来予測の情報の差別化 | 14 |
| 4.2 「合理的かつ裏付け可能な情報」の判定 | 14 |

IASBのスタッフは、金融資産の保有者による担保の会計処理について、追加的な論点を分析していることを報告した。これは、予想信用損失の測定において「契約条件の一部」を成す担保及び信用補完の意味に関連している。

IASBのスタッフは、12月に開催される次のITG会議において、この論点をITGに提示する予定である。

ITGはまた、18頁に記載しているとおり、予想信用損失の会計処理に関するバーゼル銀行監督委員会の提案について、最新情報の提供を受けた。

大部分の論点について、ITGメンバーは基準書の解釈に関する大まかな合意に達したようである。一部のケースにおいては、ITGは財務諸表作成者の規定の適用に役立てるために詳細な説明を提供した。

リボルビングの与信枠(アジェンダ・ペーパー3)について最も概念上の議論を生じさせる論点は、「契約期間」の意味に関連するものであった。

1 ITGの目的及び活動の詳細については、IASBのウェブサイトで提供している。

2 (訳者注)ITG9月会議のサマリーはIASBのウェブサイトで入手可能である。

今後のITG会議

次のITG会議は、2015年12月11日に予定されている。審議のための市場関係者による論点提出の期限は2015年10月21日である。

ITGの議長は、ITGが質問を適時に検討できること、またそれにより市場関係者が適用の準備段階から利用できる安定した基盤の構築に貢献できることから、論点を期限までに提出するよう市場関係者に勧めた。

2015年9月現在、2015年末より後にITGの会議は予定されていない。ただし、議長はITGが存続し続けること、また事後的な審議をする論点の発生に備える必要があることを示唆した。

次のステップ

IASBのスタッフは、次のIASB会議に(アジェンダ・ペーパーで審議される論点とは別に)基準書の追加的ガイダンスが必要となりうる論点を持ち込み、それらのガイダンスの必要性を審議することを公表した。ITGには基準設定の権限がないため、これらの論点はITG会議のアジェンダには含められていなかった。

IASBは、提出された論点のそれぞれについて、対処する必要があるとすればどのように対処するかについて検討する予定である。

このニュースレターの記述及び要約は、金融商品の減損に関するIFRS移行リソース・グループ(IFRS Transition Resource Group for Impairment of Financial Instruments, ITG)の会議視聴によるメモに基づいています。このニュースレターは、最終的な関連記録の原文またはITG審議の正式なサマリーまたは議事録の代用として取り扱わないようご注意願います。最終的な関連記録の原文及びITG審議の正式なサマリーまたは議事録は、本ニュースレター公表時には入手不能であり、内容が相違する可能性があります。企業は、適用する規定やボード会議及びITG会議の正式な議事録の原文を参照するとともに、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

1. 信用リスクの著しい増大

1.1 広い信用の質の範囲に対して価格設定が行われているローンに関する信用リスクの変化の評価方法

【問題の所在】

IFRS第9号の一般的な減損モデルにおける予想信用損失の測定は、金融商品の信用リスクが当初認識時から著しく増大したか否かにより異なる³。したがって、企業は各報告日において、金融商品の当初認識時の不履行リスクと報告日時点の不履行リスクを比較しなければならない。

基準書は、信用リスクの変化の評価に関する情報の例を挙げている⁴。これには、報告日における類似する商品の価格設定の情報が含まれる。すなわち、条件及び取引相手が同一で、報告日に新たに組成される類似する金融商品の価格設定に信用リスク関連の要素をより多く含む場合、信用リスクは増大している可能性がある。

IFRS第9号の結論の根拠⁵は、当初認識時に類似する信用リスクを有する金融商品ポートフォリオの信用リスクの著しい増大は、以下の方法により、さらに単純に評価することができるとして述べている。

- 当初認識時に特定のポートフォリオについて受け入れる最大信用リスクを決定する。
- 報告日においてポートフォリオに含まれる金融商品の信用リスクをその最大信用リスクと比較する。

この論点を出した市場関係者は、以下の事例を提示した。

説明—X銀行の信用リスク格付モデル



X銀行は、個人向ローンのポートフォリオを有し、格付1が最も低い信用リスク、格付10が最も高い信用リスクを示す、1~10の内部信用リスク格付をそれぞれのローンに付与している。信用リスク格付には、顧客について入手可能なすべての情報が含まれている。債務不履行が発生するリスクは、格付ごとに急激に増大する。すなわち、格付1と格付2の不履行リスクの差異は、格付2と格付3の不履行リスクの差異よりも小さい。

3 IFRS第9号第5.5.3項及び第5.5.5項

4 IFRS第9号第5.5.17項

5 IFRS第9号BC第5.161項

X銀行は、商品Aを含めて、様々な種類の小口ローン商品ポートフォリオを有する。商品Aについて銀行が受け入れる最大信用リスク格付は、格付5である。ローン申請が承認された場合、商品を購入するすべての顧客に対する契約条件及び価格設定は同一となる。したがって、組成時において商品Aのローンの信用リスク格付は格付1から格付5までの範囲にわたるが、これらのすべてのローンは同じ契約条件を有する。

ITGには以下の質問が提示された。

- 信用リスクが著しく増大したか否かを決定するために、X銀行が単一の絶対的閾値を使用するのは適切か(例:特定の信用リスク格付に該当しなくなる場合)。
- 他に適切なアプローチはあるか(例:信用リスク格付が当初認識時から特定の格付数上がったことによって著しい信用リスクの増大と定義する)。

【ITGの審議事項】

ITGメンバーは、新たな基準書の適用において内部の信用リスク格付は有益なツールになりうることを合意したようである

ITGメンバーは、当初認識時に類似する信用リスクを有さないローンは、信用リスクの著しい増大の判定に単一の絶対的閾値を使用できないことを合意したようである

| 論点 | ITGの審議事項 |
|---------------------------------------|--|
| 信用リスクの著しい増大の判定に、信用リスク格付けの変化を使用するのは適切か | <p>ITGメンバーは、以下について合意したようである。</p> <p>信用リスク格付の使用の適切性</p> <p>信用リスクの著しい増大の判定に、信用リスク格付けの変化を利用することは可能である。ただし、信用リスクの格付制度は実務において多種多様である。</p> <p>信用リスク格付の変化は、格付の変化が信用リスクの変化を反映しているか否か、またどの程度(すなわち、残存期間にわたる不履行リスクという目的を)反映しているかにより、その使用の適切性が決まる。</p> <p>例えば、一部の商品及び格付制度において信用リスク格付の特定の変化が意味するのは、短期間の不履行リスクの変化のみであり、金融商品の予想残存期間にわたる不履行リスクの影響はほとんどない場合がある。</p> <p>信用リスク格付制度の評価</p> <p>内部信用リスク格付制度が信用リスクの著しい増大の特定に適切なモデルか否かを確認するためには、当該格付制度を評価する必要がある。これには、将来予測の情報を含めたすべての関連する、合理的かつ裏付け可能な情報が格付付与において考慮されているか否か検討することを含む。</p> <p>例えば、格付制度が将来予測の情報を考慮していない場合は、当該格付制度の使用は適切でないか、または当該格付制度は、格付付与時に適切に捕捉されない将来予測の情報やマクロ経済またはその他の関連する情報を検討する個別またはグループ単位の追加的評価によって補足されなければならない。</p> <p>この懸念は、信用リスク格付を裏付ける個別のより詳細な分析が可能な法人向エクスパートよりも、個別の債務者ベースで入手可能な情報が通常少ない、小口のポートフォリオに当てはまる。</p> |

| 論点 | ITGの審議事項 |
|---|--|
| <p>信用リスクの著しい増大の判定に、信用リスク格付けの変化を使用するのは適切か(続き)</p> | <p>したがって、それぞれのポートフォリオ及び状況について、信用リスクの著しい増大を特定するための異なる要件が適切となりうる。</p> <p>ポートフォリオが適切に区分されているか否かは、エクスポートジャーナルの同質性の程度及び異なるマクロ経済要素に対する感応度を考慮して検討することが重要である。これは追加的集合的評価においても同じである。</p> |
| <p>信用リスクの著しい増大の評価に絶対的閾値を使用することは適切か</p> | <p>ITGメンバーは、以下について合意したようである。</p> <p>評価の目的</p> <p>評価の目的は、信用リスクの相対的増大を特定することである。すなわち、当初認識時の信用リスクに対する報告日における信用リスクの著しい増大である。</p> <p>絶対的閾値を使用する適切性</p> <p>評価の目的を考えると、ローンは当初認識時に類似する信用リスクを有する場合にのみ、かつ、閾値とする格付より下(格付1～格付5)の信用リスクの変化が著しい増大に該当しない場合に、絶対的閾値の使用が適切となりうる。</p> <p>これは、提示された例示で絶対的閾値を使用するためには、格付1から格付5に信用リスク格付が悪化したとしてもそれが著しい悪化に該当しない必要があるということになる。10段階の格付モデルの下において、これは説得力に欠けるように考えられる。</p> <p>特に企業は、格付1から格付5のような変化について、ローンの契約条件及び価格設定のみを考慮して信用リスクの著しい増大を示していないと結論づけることはできない。企業は、入手可能なすべての証拠を考慮しなければならない。</p> <p>バーゼル銀行監督委員会の代表者のコメント</p> <p>X銀行の引受け及び価格設定に関する方針は、逆選抜(adverse selection)の問題を引き起こす可能性がある。すなわち、大部分の新規債務者は、債務者として許容可能な格付範囲の下位に集中する傾向がある。</p> <p>ポートフォリオの信用リスクに関する問題は、個別のエクスポートジャーナル単位では発見されないリスクがあり、グループ単位の評価も必要である。</p> |

| 論点 | ITGの審議事項 |
|---|---|
| 当初認識時からの特定数の信用リスク格付の格下げに基づく代替的アプローチは適切か | <p>ITGメンバーは、以下について合意したようである。</p> <p>格付制度の仕組み</p> <p>この論点は、格付制度の仕組みを含む上述で検討された要素により回答が異なる。</p> <p>IFRS第9号は、信用の質が低い資産に比べて、信用の質が高い資産ほど不履行リスクの絶対的変化が少なくとも、その変化は著しくなると述べている。</p> <p>格付間で格付が1ノッチ悪化すると不履行リスクが急激に増加する信用リスク格付モデルを使用する場合、信用リスクの著しい増大は高リスク及び低リスク資産の両方について同一のノッチ数の変化により判定できる可能性が高い。</p> <p>格付間で格付が1ノッチ悪化すると不履行リスクが一定増加する信用リスク格付モデルを使用する場合、当初認識時に信用リスクが低い資産は、当初認識時に信用リスクが高い資産に比べて少ないノッチの数の移動でも信用リスクが著しく増大したとみなされる必要がある。</p> |

1.2 信用リスクの著しい増大を特定するための行動指標の使用の可否

【問題の所在】

IFRS第9号は、金融商品の当初認識時の不履行リスクと報告日時点の不履行リスクを比較することを要求している⁶。ITGに提示された論点では、この規定がIFRS第9号の減損ガイダンスを適用する際に大きな課題となることを指摘している(特に、クレジットカードや住宅担保与信枠等のリボルビングの与信枠)。

したがって、提出者は信用リスクの著しい増大を、行動指標に基づいて評価することができるか否か質問した。行動指標には、以下のような顧客の行動が含まれる。

- 特定の月数において月々の最低返済額のみを返済した。
- 別の貸手からのローンを支払うことができなかった。
- 月々の最低返済額を、特定の回数返済することができなかった。

提出者は、このようなアプローチは金融商品の当初認識時の不履行リスクとの明らかな比較でないことから、絶対的指標の使用とみなされる可能性があることを指摘した。

提出者はまた、報告日において金融商品の信用リスクが低いこと(すなわち、IFRS第9号の低い信用リスクの例外規定⁷の適用が適格となるか)を証明するためにこのような行動指標を用いることが可能か検討した。

6 IFRS第9号第5.5.3項及び第5.5.5項

7 IFRS第9号第5.5.10項

ITGメンバーは、信用リスクの著しい増大の評価において行動指標が判断材料となりうることを合意したようである

【ITGの審議事項】

| 論点 | ITGの審議事項 |
|----------------|--|
| どのような情報を検討すべきか | <p>ITGメンバーは、以下のコメントを表明した。</p> <p>入手可能な情報</p> <p>IFRS第9号は、過度のコストまたは労力を掛けずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報をすべて使用することを要求している。この情報には、行動指標が含まれる。</p> <p>前述のとおり、特に小口のポートフォリオについては、個別の債務者に関する入手可能な情報は限られている可能性がある。したがって、それらのポートフォリオの評価において行動に関する情報がより重要な役割を担う可能性があり、またより一般的に使用される可能性がある。</p> <p>行動指標の使用</p> <p>特定の行動指標を使用するか否か及びその方法は、行動指標と残存期間にわたる不履行リスクの変化にどのような相関関係があるのか(すなわち、行動指標が信用リスクの変化の合理的な代用であるか)により異なる。</p> <p>企業は、複数の指標に基づくより高度な行動スコアリングモデルを開発する可能性がある。これらのモデル及びその仕組みは、時間をかけて改良されることが予想される。</p> <p>行動指標は、その使用によって延滞前の信用リスクの著しい増大を特定できる場合に、有用である。ただし、提出者が特定した行動指標は、信用リスクの増大の遅行指標となりがちである。</p> <p>行動指標は、信用リスクの著しい増大を適時に特定するために、マクロ経済要素及び将来予測の情報の評価によってどのように補足されるのか、検討することが重要である。</p> <p>IFRS第9号は、一部の状況において延滞情報を使用することができる述べている。また、金融資産が支払期日を30日超過した場合は信用リスクの著しい増大が生じているとする反証可能な推定も導入している。企業は、反証可能な推定を覆すために行動指標に基づく評価を使用することはできない。ただし、当初認識時から信用リスクは著しく増大していないと証明する合理的かつ裏付け可能な情報がある場合は除く。</p> <p>行動に関する情報の範囲及び入手可能性は、ポートフォリオにより異なる可能性がある。提出者が示した行動指標の一部は、商品が期日一括返済債務の場合、それほど有用でないまたはあまり意味がない可能性がある。</p> <p>第三者(例: 信用調査機関)からの関連する情報は、過度のコストまたは労力を掛けずに入手可能である場合は検討する必要がある。ただし、そのような第三者からの情報は、すべての管轄地域において入手可能ではない。</p> <p>提出者が特定したような行動指標は、金融商品について低い信用リスクの例外規定の適用が適格であるとする結論を裏付けるものではない。</p> |

2.ステージ判定における12ヶ月のデフォルト率の変化の利用

【問題の所在】

IFRS第9号では、金融商品の信用リスクが著しく増大したか否かの評価は、金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生のリスクの変動に基づき行われる⁸。ただし、場合によっては12ヶ月のデフォルト率(PD)(すなわち、翌12ヶ月間にわたる債務不履行発生のリスク)の変動を代わりに用いることも合理的である可能性がある旨をIFRS第9号は示唆している。

例えば、IFRS第9号には、12ヶ月のPDの変動は債務不履行のパターンがその存続期間の中の特定の時点に集中していない金融商品の存続期間にわたる債務不履行のリスクの変動の合理的な近似となる場合があるという旨が記載されている⁹。IFRS第9号の結論の根拠でも、一般的に12ヶ月のPDの変動は存続期間にわたる債務不履行のリスクの変動の合理的な近似となるはずであると指摘されている¹⁰。

提出者は、企業は12ヶ月のPDの利用が適切であったか、または引き続き適切であるかを年に一回見直さなければならないか否か、もしそうであればどの程度の見直しが必要であるかを質問した。

提出者は、年次の見直しとして考え得る3つのアプローチを提示した。

| アプローチ | アプローチで行われる事項 |
|-------|---|
| 定量的 | 残存期間にわたるPDと12ヶ月のPDの年次計算及び比較。 |
| 定性的 | 年次の定性的な見直し。その見直しによって12ヶ月のPDの利用がもはや適切ではないと結論付けられた場合には、企業は残存期間にわたるPDを利用しなければならなくなる。 |
| 再測定 | 12ヶ月のPDを利用することの適切性に最大の影響を及ぼす要因のトップダウンによる見直しを行い、このような要因を反映する調整を行う。 |

ITGメンバーは、12ヶ月のPDを残存期間にわたるPDの合理的な近似として利用するには適切な水準の分析が必要であるという案に同意したようである

【ITGの審議事項】

| 論点 | ITGの審議事項 |
|----------------------|---|
| どの程度の分析及びどのような分析が必要か | <p>ITGメンバーは以下のコメントを表明した。</p> <p>分析の量</p> <p>12ヶ月のPDの変動を用いて信用リスクが著しく増大したか否かを判定するには、それを裏付ける適切な水準の分析が必要である。この分析は、各報告日時点で適切な水準に見直し、更新しなければならない。</p> <p>必要な分析の量は、状況に依存することになる。</p> <p>評価及び見直し(例:当初よりも詳細な分析を用いて、当初の分析で識別した主な要因及び状況に、12ヶ月のPDを用いることがもはや適切ではないことを示すような変化があったか否かを重点的に評価する見直し)は、継続的に行われる可能性がある。</p> |

8 IFRS第9号第5.5.9項

9 IFRS第9号第B5.5.13項

10 IFRS第9号BC第5.178項

| 論点 | ITGの審議事項 |
|------------------------------------|---|
| どの程度の分析及びどのような分析が必要か(続き) | <p>分析の種類</p> <p>分析の目的は、12ヶ月のPDの「変動」が残存期間にわたる債務不履行のリスクの「変動」の合理的な近似となるか否かを判定することである。</p> <p>分析は、区分に基づき(すなわち、類似の特徴を有するエクスポージャーのグループを参照することによって)行うこともできる。新たなエクスポージャーを組成した場合には、12ヶ月のPDを利用している他のエクスポージャーと類似の特徴を有していることを判定することも必要な場合がある。</p> <p>IFRS第9号は、原則として残存期間にわたるPDを明示的に計算して信用リスクの著しい増大を識別することを要求していない。したがって、IFRS第9号は、12ヶ月のPDと残存期間にわたるPDを毎期定量的に比較することを要求していない。</p> <p>ただし、分析を行う際に、残存期間にわたるPDに関する定量的情報を利用できるかを検討することも重要な場合がある(例:ステージ2に移動した資産の残存期間にわたるPDを計算している場合)。</p> <p>定量的分析を行っている場合であっても、提出者が提案しているような残存期間にわたるPDと12ヶ月のPDの単純比較では、ガイダンスの目的を果たすことにはならない。なぜなら、両測定値は(それぞれ異なる期間に対応しているため)性質が異なっており、両者を比較しても「変動」を分析することにはならないからである。</p> |
| 12ヶ月のPDの利用を検討する際に留意すべきことは何か | <p>ITGメンバーは、以下のコメントを表明した。</p> <p>12ヶ月のPDを利用することの適切性</p> <p>12ヶ月のPDの利用は、信用リスクの著しい増大の評価の代用であり、残存期間にわたる予想信用損失の測定の代用ではない。</p> <p>12ヶ月のPDの代用が適切か否かは、エクスポージャーの性質(満期や関連する状況等)に依存する。</p> <p>予想される債務不履行のパターンが金融商品の予想存続期間中の特定の時点に集中していない場合には、12ヶ月のPDの代用は適切となり得る。</p> <p>対照的に、経済的要因によって長期にわたる債務不履行のリスクへの影響が大幅に異なることが予想される場合(例:失業率が債務不履行のリスクの主な要因であり、翌12ヶ月間にわたる失業率が金融商品の予想存続期間にわたる失業率と比べて大幅に異なると企業が見込んでいる場合)には、12ヶ月のPDの代用は適切とはいえない。</p> <p>IFRS第9号には、経済的要因の変化によっては12ヶ月のPDには比較的小幅な影響が及ぶのみであるものの、残存期間にわたるPDにはより大幅な影響が及ぶことがある場合には、12ヶ月のPDの代用は適切ではないという旨が明記されている。</p> <p>ただし、短期の経済的要因によって12ヶ月のPDは比較的大幅に増大するものの、残存期間にわたるPDの影響は小幅な割合である場合にも、12ヶ月のPDの代用は適切とはいえない。</p> |

| 論点 | ITGの審議事項 |
|---|---|
| <p>12ヶ月のPDの利用を検討する際に留意すべきことは何か（続き）</p> | <p>その他の検討事項</p> <p>12ヶ月のPDの利用がもはや適切ではない場合には、残存期間にわたる信用リスクの変化を識別するのに適切な別の方法を特定する必要がある。ただし、上記のとおり、IFRS第9号は原則として、残存期間にわたるPDの明示的な計算を要求していない。</p> <p>場合によっては、企業はマクロ経済変数及び将来予測の情報をより良く反映するように修正した12ヶ月のPDまたは補正を加えた12ヶ月のPDを利用することができる。</p> <p>1名のITGメンバーは、企業によっては、新基準の適用時（または適用直後）には12ヶ月のPDを利用し、長期にわたりモデル及びデータ・セットの改善が進むにつれてより洗練したアプローチに移行することを模索するところもあることを指摘した。</p> <p>開示は、信用リスクの著しい増大の評価方法及び将来予測の情報の利用方法に関する有用な情報を提供する。</p> |

3.リボルビングの与信枠の予想信用損失の測定

【問題の所在】

IFRS第9号は、予想信用損失が測定される最長の期間は、企業が信用リスクにさらされる最長の契約期間（延長オプションを含む）であり、たとえ契約期間より長い期間が商慣行であったとしても、その長い期間は使用しないと記載している¹¹。

ただし、以下の金融商品については例外規定を適用する。

- ローン部分及びコミットメントの未実行部分の両方を含む金融商品
- 企業が契約上返済を要求する能力及び未実行のコミットメントを解約する能力を有する場合でも、企業の信用損失に対するエクスポージャーが契約上の通知期間に限定されない金融商品¹²

例外規定を適用する場合、企業は、たとえ契約期間を超える期間でも、以下の期間にわたる予想信用損失を測定する。

- 企業が信用リスクのエクスポージャーに晒される期間
- 信用リスク管理の活動によって予想信用損失が削減されない期間

基準書は、企業のローン・コミットメントの予想信用損失の見積りを、ローン・コミットメントの実行見込みと一致させることを要求している。この論点を提出した市場関係者は、実務においては顧客の債務不履行時にリボルビングの与信枠（例：クレジットカード及び銀行の当座貸越）の契約上の与信限度を超過する与信の実行が行われるケースが多くあることを指摘した。市場参加者はまた、例外規定は対象とする期間のみに言及し、契約限度を超過する実行の見込みを予想信用損失の測定に含めるか否かについては記載していないことを指摘した。

質問は、リボルビングの与信枠の予想信用損失の見積りに、顧客の契約限度を超過する実行の見込みを考慮すべきか否か問うものであった。

会議に出席した議長及びIASBのボード・メンバーは、契約上の与信限度を超過する実行の見込みについては考慮してはならないと考えた

【ITGの審議事項】

| 論点 | ITGの審議事項 |
|------------------------------------|---|
| 予想信用損失の見積りに、契約限度を超過する実行の見込みを含めるべきか | <p>ITGメンバーは、以下について合意したようである。</p> <p>ITGメンバーは、IFRS第9号の例外規定に関して、以下のとおり合意したようである。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 契約上の通知期間を超えて対象期間を延長することのみに言及している。■ 予想信用損失の見積りに契約限度を超過する実行の見込みを含めるか否かについてガイダンスは提供していない。 <p>ITGメンバーは、以下のコメントを表明した。</p> <p>一部のITGメンバーは、銀行がリボルビングの与信枠の信用リスクを管理する場合、通常、予想期間及び予想金額の両方を含めた行動に関する要素を考慮していることを指摘した。したがって、銀行は通知した契約限度を超過する実行の見込みを考慮する。規制上の計算も、類似する観点から行われている。</p> |

11 IFRS第9号第5.5.19項

12 IFRS第9号第5.5.20項

| 論点 | ITGの審議事項 |
|---|--|
| 予想信用損失の見積りに、契約限度を超過する実行の見込みを含めるべきか(続き) | <p>したがって、例外規定を適用する場合、会計処理と業界慣行に相違が生じることになる。</p> <p>一部のITGメンバーはさらに、与信枠の契約限度を超過する実行もまた、顧客との契約から生じるキャッシュフローであること、そして基準書で記載されている予想キャッシュ不足額を生じさせる可能性があることを指摘した。</p> <p>議長は、ITGの目的は公表された基準書に基づいて適用上の論点を審議することであり、基準書を変更するための審議を行うことではないと強調した。</p> <p>会議に出席した議長及びその他のIASBメンバーは、企業が予想信用損失の測定に顧客と合意した契約上の与信限度(すなわち、企業が契約上貸付けをコミットした金額)を超過する実行の見込みを考慮してはならないと考えた。</p> <p>これは、特定の例外規定が適用されない限り、基準書では通常コミットメントの契約期間に基づく予想信用損失の認識を要求しているためである。</p> |
| リボルビングの与信枠に関連する「契約上の与信限度」とは何か | <p>ITGメンバーは、以下のような議論を行った。</p> <p>リボルビングの与信枠関連する「契約上の与信限度」とは何かについて、より一般的な議論が行われた。ITGメンバー数人は、以下の見解を示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約条件の識別は管轄地域ごとに異なる可能性がある。 ■ 一部のケースにおいては、リボルビングの与信枠の契約条件に、絶対的与信限度がない場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> —一部のチャージカードには契約上規定された所定の与信限度がない場合がある。 —一部の当座預金口座は、完全に銀行の裁量で当座貸越が認められる。契約では当座貸越の手数料及び支払利息の言及をしているが、限度がない場合がある。 ■ これらの限度に関する分析は、さらに検討が必要である。 |

4. 将来予測の情報

4.1 将来予測の情報の差別化

【問題の所在】

ITGに提出された論点には、将来予測の情報を企業ごと、ポートフォリオごとに異なる方法で利用すべきか否かを問うものがあった。

その論点の提出者は、将来予測の指標及びシナリオは企業ごと、ポートフォリオごとにウェイト付けし、差別化すべきであると結論付けた。

ITGメンバーは、将来予測の情報をそれぞれの方法で利用すべきであるという案に同意したようである

【ITGの審議事項】

| 論点 | ITGの審議事項 |
|---------------------|--|
| 将来予測の情報をどのように差別化するか | <p>ITGメンバーは、以下について合意したようである。</p> <p>将来予測の情報は、ポートフォリオによって異なる関連性及び重要性を有している。したがって、将来予測の情報は、状況に適合するそれぞれの方法で利用すべきである。</p> <p>企業は通常、企業別、ポートフォリオ別の方法を採用し、それらを比較可能で首尾一貫した方法で適用するものと考えられる。</p> |

4.2 「合理的かつ裏付け可能な情報」の判定

【問題の所在】

ITGに提出された論点には、企業が合理的かつ裏付け可能な将来予測の情報を構成するものが何かを判断する方法を問うものがあった。その論点の提出者は、将来予測の情報には以下を含む異なる情報源があることを指摘した。

- 企業が予算編成及び業績予測の目的で利用するマクロ経済の仮定及び予測、並びにその他より詳細なデータ
- 企業の予算編成及び業績予測プロセスには通常含まれない新たな問題及び不確実な将来事象に関するその他の将来予測の情報（例：2014年のスコットランドの住民投票またはギリシャのユーロ圏からの脱退の可能性）

その論点の提出者は、合理的かつ裏付け可能な情報を特定し、予想信用損失を測定する際にその情報を考慮するための体系的なアプローチを提案した。

ITGメンバーは、予想信用損失を測定する目的は信用損失の確率加重した見積りを算定することにあるという案に同意したようである

各企業は、それぞれ独自の将来予測の情報を見分けるためのアプローチを確立すべきである

「合理的かつ裏付け可能な情報」は、起こり得るすべての範囲の結果を評価することによって判定される関連性のある情報である

【ITGの審議事項】

| 論点 | ITGの審議事項 |
|----------------------------------|--|
| 予想信用損失を測定する際に将来予測の情報を利用する目的は何か | <p>ITGメンバーは以下のコメントを表明した。</p> <p>予想信用損失を測定する目的は、信用損失の確率加重した見積りを算定することである。</p> <p>この見積りには、関連性を有し、かつ報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な将来予測の情報を含むすべての合理的かつ裏付け可能な情報を反映すべきである(この手続の一環として、金融資産の信用リスクが著しく増大したか否かを判定する際にも、関連性のある将来予測の情報を利用する)。</p> |
| 予想信用損失を測定する際に将来予測の情報をどのように利用するのか | <p>ITGメンバーは以下のコメントを表明した。</p> <p>測定のためのアプローチ</p> <p>企業は、予想信用損失を測定する目的を果たすのに整合的な独自のアプローチを策定すべきである。測定のためのアプローチは、長期にわたって企業がIFRS第9号を適用する経験を積むにつれて進歩することが見込まれる。企業は、このようなアプローチを適切なガバナンスや統制下に置くことを確保すべきである。</p> <p>確率加重した見積りには起こり得るすべての範囲の結果を反映するため、発生可能性が乏しいとみなされることのみを理由に、起こり得る事象または結果を無視すべきでない。</p> <p>ただし、ある事象が予想信用損失の確率加重した見積りに重要な影響を及ぼし得るか否かは、その事象の発生可能性によって左右される。</p> <p>補正</p> <p>新たな経済問題または将来の経済ショックの影響が予想信用損失の見積りに反映されていない場合には、それらの影響に関する合理的かつ裏付け可能な情報を反映するために、モデルのアプローチに補正を加えることが必要となり得る。補正の利用については、予想信用損失を測定する目的に照らして評価しなければならない。したがって、補正の性質及び範囲は、補正を加える前のモデルの結果に織り込まれている損失実績及び見積りに依存することになる。</p> <p>二重計算または不適切な推定計算を避けることは重要である。例えば、過去のデータまたは標準ケースの見積りには、すでに過去の経済ショックまたは経済問題に関する情報が反映されている可能性がある。全体的な分析においては、このような既存の見積りと、新たな関連性のある要因を加え、今後関連性を有しない要因を除くという特定の調整を織り込んだ新たな見積りとの間に著しい差異があるか否かを検討する可能性もある。企業は、最終的な結果が上記の目的と整合しているか否かを振り返って検討しなければならない。</p> |

| 論点 | ITGの審議事項 |
|--------------------------------------|--|
| 予想信用損失を測定する際に将来予測の情報をどのように利用するのか(続き) | <p>補正是、特にリテール・ポートフォリオに対して集合的に行われる可能性がある。また、要因の二重計算は慎重に避けなければならない。</p> <p>例えば、コーポレート・エクスポートジャヤの信用格付けを将来予測のに基づき格下げし、対応する個別の予想信用損失の見積りもそれに伴い増加した場合には、同じ将来予測の情報に基づき集合的引当金を追加計上することは適切ではない。</p> |
| | <p>その他の検討事項</p> <p>予想信用損失は企業の見積りを根拠としており、企業は将来のマクロ経済変数の見積りについて合理的な根拠及び説明を有していることが望まれる。ただし、このような予測には固有の不確実性がある。</p> <p>IFRS第9号は、すべての企業がコンセンサス予想を基準とすることを要求しておらず、監査人も規制当局も経営者の判断に代えて自身の判断を適用することは禁じられている。むしろ、監査人の役割は、経営者の予測が合理的か否かを評価することである。</p> <p>予想信用損失は、予想される損失を反映するものであり、予想外の損失を反映するものではない。すなわち、予想信用損失は、ストレス・テストのように経済状況悪化のシナリオに偏ったものではない。確率加重した見積りを算定する際には、起こり得る不利な傾向のシナリオの影響は有利な傾向のシナリオの影響で相殺される可能性がある。</p> <p>見積りには、関連するリスク管理活動のうち、企業が異なるシナリオに対応する債務者及び(または)担保からの回収を管理するためを行うものを織り込むことになる。ただし、企業は、シナリオによっては金融資産を売却する可能性もあるという根拠に基づき予想信用損失を認識せざるを得なくなることもある。</p> <p>将来の経済事象には、間接的で二次的な影響を有するものもあれば、より明確で直接的な影響を有するものもある。また、変数及びシナリオによっては、相互に影響し合うものもある。これらの追加的な影響は、直接的な影響よりも複雑な作用をモデルに及ぼす可能性がある。IFRS第9号は利用可能な情報に基づく合理的な見積りを要求しているのであり、実現不可能な完全性やもっともらしい正確性を要求しているのではない。</p> |

| 論点 | ITGの審議事項 |
|--|---|
| <p>「合理的かつ裏付け可能な」 情報とは何か</p> | <p>ITGメンバーは、以下のコメントを表明した。</p> |
| <p>見積りがどのようになされたか(関連する要素が除外されているか否かを含む)を説明するうえで、開示は重要である</p> | <p>理論的根拠</p> <p>何をもって合理的かつ裏付け可能な情報とするかを示す明確な数値基準はなく、決定するには判断が必要である。</p> <p>合理的かつ裏付け可能な情報は、発生可能性が低い将来事象に関する情報を含む。</p> <p>ただし、企業がある事象の影響の合理的な見積りを行うのに十分な根拠を有していない場合には、その事象に関する情報及びその事象の影響は合理的かつ裏付け可能とはいえない。</p> |
| | <p>不確実な将来事象</p> <p>企業は、ある事象の発生によって信用リスクまたは信用損失が影響を受けるか否か(またはどのように影響を受けるか)を判断するための根拠を入手できないという可能性もある。</p> <p>前例のない不確実な将来事象(例:スコットランドの英国からの脱退の可能性)については、このような可能性も、一般的とはいえないが、十分に起こりうる。</p> <p>ただし、利用可能な情報は事実及び状況によって異なる。例えば、場合によっては以下のような情報も利用可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 関連性のある情報を提供する利用可能な市場価格(例:上場社債の価格) ■ 企業の価格設定モデル及び方針にすでに織り込まれている調整 |
| | <p>その他の検討事項</p> <p>企業は、ある事実の影響をモデル化することが困難な見通しであるという理由のみで、または起こり得る結果の範囲が通常よりも広いという理由のみで、その事実に関する合理的かつ裏付け可能な情報がないと主張することはできない。</p> <p>このような結論に至る前に、企業は合理的かつ裏付け可能な情報を入手するための努力をし、その情報の入手が不可能であったことを把握するべきであり、その理論的根拠を文書化すべきである。</p> <p>開示は、関連性のある情報(企業が合理的かつ裏付け可能な影響を算定することができないために予想信用損失の測定に含めなかった重要な将来予測の情報を含む)を説明するのに役立つ。</p> |

予想信用損失会計に関する バーゼル銀行監督委員会の最新提案

バーゼル銀行監督委員会の委員は、ガイダンス案に寄せられたコメントに対応して行っている改訂について説明した

2015年2月、バーゼル委員会は、予想信用損失会計モデルの導入及び適用に関する、健全な信用リスク管理実務への監督上の要求事項¹³を提案した。

ITGの会議において、バーゼル委員会の委員は、これらの提案の最新版を提示し、以下の事項を強調した。

- バーゼル委員会は、ガイダンスの公表について有力な支持を得た。これらのガイダンス案については、寄せられたコメントに対応して改訂を行っているところである。バーゼル委員会は、IASB及びFASBが最終ガイダンスをレビューし、これらのガイダンスがそれぞれの基準書に抵触しないようにすることを計画している。
- 最終ガイダンスは、国際的に活動している銀行を適用対象としている。他の銀行に対するガイダンスは、現地の監督機関が策定すべき事項である。
- 最終ガイダンスでは、以下の事項が強調される見込みである。
 - 重要性、比例原則に基づく適用及び会計基準の精神への準拠性の概念
 - 将来予測の情報(例:ガイダンスでは引き続き、国際的に活動している銀行は延滞情報のみに依拠してはならない旨を記載する予定である)及び専門的な与信判断の利用
 - 減損に対する引当金を適切なものにする必要性
 - 実務上の簡便法の利用の制限
 - IFRS第9号のステージ移動モデルの対称的な性質(すなわち、残存期間にわたる予想信用損失の測定区分から12ヶ月の予想信用損失の測定区分にエクスポートマーは戻される可能性もある)
 - 開示の原則(ただし、ガイダンスで新たな開示規定を導入する予定はない)

バーゼル委員会は、改訂ドラフトをIASB及びFASBのレビューに付す前に、9月中にその改訂ドラフトのレビュー及び承認を行う予定である。バーゼル委員会は、2015年末までに最終ガイダンスを公表する見込みである。

13 「予想信用損失会計に関するガイダンス」。バーゼル委員会のウェブサイトから入手可能。

現在ITGで審議中の論点

【2015年4月22日】

| ITGの索引 | ITGの審議事項 |
|--------|-----------------------------|
| 1 | 予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間 |
| 2 | 将来の経済状況の予測 |
| 3 | ローン・コミットメントー適用範囲 |
| 4 | リボルビングの与信枠 |
| 4.1 | 予想信用損失の測定に用いる適切な期間の決定 |
| 4.2 | 信用リスクの著しい増大を評価するための当初認識日の決定 |
| 5 | 保証付負債性金融商品の信用リスクの著しい増大の評価 |
| 6 | 発行された金融保証契約の予想信用損失の測定 |
| 7 | 予想信用損失－測定日 |
| 8 | 条件変更された金融資産の予想信用損失の測定 |

【2015年9月16日】

| ITGの索引 | ITGの審議事項 |
|--------|--|
| 1 | 信用リスクの著しい増大 |
| 1.1 | 広い信用の質の範囲に対して価格設定が行われているローンに関する信用リスクの変化の評価方法 |
| 1.2 | 信用リスクの著しい増大を特定するための行動指標の使用の可否 |
| 2 | ステージ判定における12ヶ月のデフォルト率の変化の利用 |
| 3 | リボルビングの与信枠の予想信用損失の測定 |
| 4 | 将来予測の情報 |
| 4.1 | 将来予測の情報の差別化 |
| 4.2 | 「合理的かつ裏付け可能な情報」の判定 |

KPMGコンタクト

Americas

Michael Hall

T: +1 212 872 5665

E: mhalla@kpmg.com

Tracy Benard

T: +1 212 872 6073

E: tbenard@kpmg.com

Asia-Pacific

Reinhard Klemmer

T: +65 6213 2333

E: rklemmer2@kpmg.com.sg

仁木 一秀

T: +81 3 3548 5107

E: kazuhide.niki@jp.kpmg.com

Europe, Middle East, and Africa

Colin Martin

T: +44 20 7311 5184

E: colin.martin@kpmg.co.uk

Venkataramanan Vishwanath

T: +91 22 3090 1944

E: vv@kpmg.com

【謝辞】

本ニュースレターの主な執筆者である堀 洋彰に謝意を表します。

また、Ewa Bialkowska の貢献にも謝意を表します。

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ファイナンシャルサービス本部

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年9月に発行した「IFRS NEWSLETTER-IFRS 9 IMPAIRMENT Issue 2」を翻訳したもので
す。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS第9号減損ニュースレター(IFRS 9 Impairment Newsletter)は、KPMG が提供する、IFRS第9号「金融商品」の減損規定に関する最新情報です。

当該ニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。